

# 補正予算 および関連する条例改正

## ○ 一般会計補正予算（第6号）

- 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
  - 職員の給与に関する条例の一部改正
- 議案第60号・議案第61号を一括審議

人事院勧告に基づき、特定任期付職員、および職員の給与、期末・勤勉手当の支給割合を改正。

### < 質疑応答より >

- ・ 対象となる任期付職員は現在はいない
  - ・ 令和5年4月に遡り差額を支給
  - ・ 二宮町職員給与の水準は国家公務員よりは低く、決して高いとは言えない
  - ・ 高卒初任給でも手当を含むと最低賃金割れはしない
- 全会一致で可決

- 会計年度任用職員の給与、費用弁償に関する条例の一部改正

議案第62号

地方自治法改正により、会計年度任用職員の期末手当に勤勉手当を追加し支給

### < 質疑応答より >

- ・ 6か月以上の任期、週15時間30分以上、その他条件を満たすものに対し支給
  - ・ 勤勉手当は所属長の評価を経て決定し、支給額は明細書に別途記載
- 全会一致で可決

- 一般会計補正予算（第6号）

議案第71号

4億3,869万6千円を増額し、総額を103億3,225万7千円とする。

### < 主な歳入 >

- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金（全額国からの交付金） 2億8,724万7千円

### < 主な歳出 >

- ・ 価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯約3,200世帯へ7万円支給） 2億3,038万6千円
- ※対象者には1月中に支給案内または確認書が送付される。1月下旬以降順次支給予定。

- ・ 子育て世帯物価高騰対応生活支援給付金（中学3年生までの子ども一人につき2万円を支給） 5,889万8千円

- ・ 職員給与の増額分（第60号・第61号条例改正により、職員の給与を4月に遡り支給）

3,125万円

- ・ 自立支援給付（就労支援サービス、児童発達支援サービスの通所利用等の増加に対応）

6,652万8千円  
全会一致で可決

## ○ 一般会計補正予算（第7号）

- 小児の医療費の助成に関する条例の一部改正
  - 一般会計補正予算（第7号）
- 議案第67号・議案第76号

令和6年4月1日から、こどもの医療費助成の対象年齢を満18歳に達した日以後最初の3月31日までに拡充することに伴い、条例文中の「小児」がすべて「子ども」に改められた。

条例改正に伴い、該当世帯に周知するための印刷製本費（38万4千円）や通信運搬費（37万7千円）を補正予算にて追加。

全会一致で可決

## ○ 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第72号

歳入歳出それぞれに134万8千円を追加  
歳入・歳出総額…28億9,077万5千円  
歳出の主なものは職員手当による人件費の増加分

全会一致で可決

## ○ 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 国民健康保険税条例の一部改正
- 議案第69号

子育て世帯の負担軽減を図るため、出産する被保険者を対象にした軽減措置が政令により定められた。（令和6年1月以後の保険税にのみ適用）

1. 減額対象者  
出産する予定の被保険者又は出産した被保険者  
※妊娠85日（4か月）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含む）
2. 減額内容  
・ 出産被保険者に係る国民健康保険税を減額  
※出産（予定）月の1か月前から出産（予定）月の翌々月までの4か月間  
※多胎出産の場合は、3か月前から出産（予定）月の翌々月までの6か月間

全会一致で可決

- 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第77号

上記軽減措置による国民健康保険の税収減を補うため、一般会計から前年度の実績を参考に10万3千円を繰り入れる。

全会一致で可決

○ 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第73号

歳入歳出それぞれに948万2千円を減額  
歳入・歳出総額…10億2,789万3千円  
歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の減額分（町民の医療費減による）。  
全会一致で可決

○ 介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第74号

歳入歳出それぞれに1,534万3千円を追加  
歳入・歳出総額…30億2,466万5千円

歳入の主なものは、地域支援事業介護予防交付金及び地域支援事業支援交付金の増加分。  
歳出の主なものは、訪問・通所・生活支援サービス事業の増加分。  
全会一致で可決

○ 下水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第75号

収入・支出の合計を515万7千円追加  
支出は、人事院勧告による職員手当等の人件費増加分。  
全会一致で可決

## 条例改正

● 下水道事業設置等に関する条例の一部改正  
議案第63号

地方自治法の改正に合わせて条項の整合を図った。  
全会一致で可決

● 地域集会施設条例の制定  
議案第64号

児童館、老人憩の家、公会堂を昨今の運用実態に即した地域集会施設として統一化を図る。同時に児童館条例、老人憩の家条例及び公会堂条例は廃止。  
全会一致で可決

● 印鑑条例の一部改正  
議案第65号

コンビニエンスストア（当面はローソン・ファミリーマート）の多機能端末機で、個人番号カードに加え、スマートフォン（当面はアンドロイドのみ）の電子証明書機能からも印鑑登録証明書を取得できるようになった。※ 住民票取得も可。  
賛成多数で可決（12：1）

● 税条例の一部改正  
議案第66号

地方税法の改正に伴う条例改正  
① 国外居住親族のうち一定の要件を満たす者を除き扶養親族の範囲から除外。  
② 森林環境税（国税）の新規賦課徴収（1,000円）に関わる関連規定の改正。

③ マンション長寿命化に係る固定資産税の減税（現状は町内に該当なし）  
賛成多数で可決（9：4）

● 児童遊園地条例の一部改正  
議案第68号

二宮町公園統廃合計画により、令和5年度をもって児童遊園地7箇所を廃止する。これにより遊具は撤去されるが、スペースは維持され広場、緑地、緑道として利用される。

<廃止される児童遊園地>

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ・ 緑が丘第4遊園地      | ⇒ 広場 |
| ・ 元町北遊園地        | ⇒ 緑地 |
| ・ 富士見が丘三丁目第3遊園地 | ⇒ 広場 |
| ・ 富士見が丘三丁目第4遊園地 | ⇒ 広場 |
| ・ 富士見が丘三丁目第5遊園地 | ⇒ 広場 |
| ・ 越地第2遊園地       | ⇒ 緑道 |
| ・ こぼと遊園地        | ⇒ 緑地 |

全会一致で可決

● 火災予防条例の一部改正  
議案第70号

省令の一部改正に伴う条例改正  
蓄電池設備や固定燃料を使用する火気設備の運用について基準の見直しが図られた。現状は携帯基地局3か所のみで、一般家庭、店舗・事業所はほぼ影響がない。  
全会一致で可決

## 人事

● 固定資産評価審査委員会委員の選任  
議案第59号

寺島 優子 氏（富士見が丘）  
司法書士として幅広い分野に精通

任期は3年  
全会一致で可決

